

■配偶者控除および配偶者特別控除の改正について

平成29年度税制改正により配偶者控除および配偶者特別控除が見直され、次のとおり改正されました。平成30年1月以降の所得に適用され、平成31年度の住民税から反映されます。

■配偶者控除について

納税義務者（扶養する人）に所得制限が設けられ、合計所得金額が900万円を超えると控除額が減少し、1,000万円を超える場合は適用できません。

■配偶者特別控除について

配偶者の合計所得金額の上限が123万円まで拡大され、それに合わせて控除額が変更されます。また、納税義務者（扶養する人）の合計所得金額が900万円を超えると控除額が減少し、1,000万円を超える場合は従来どおり適用できません。具体的な控除額は下表のとおりです。

配偶者控除および配偶者特別控除についての詳細は、町税務課にお問い合わせください。

■平成31年度以降の配偶者控除額および配偶者特別控除額

配偶者の合計所得金額		【参考】 配偶者が給与収入のみの場合、対応する収入金額	納税義務者（扶養する人）の合計所得金額			
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者控除	38万円以下	配偶者が70歳未満	103万円以下	33万円	22万円	11万円
		配偶者が70歳以上	103万円以下	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	38万円超 90万円以下		103万円超 155万円以下	33万円	22万円	11万円
	90万円超 95万円以下		155万円超 160万円以下	31万円	21万円	11万円
	95万円超 100万円以下		160万円超 166万8,000円未満	26万円	18万円	9万円
	100万円超 105万円以下		166万8,000円以上 175万2,000円未満	21万円	14万円	7万円
	105万円超 110万円以下		175万2,000円以上 183万2,000円未満	16万円	11万円	6万円
	110万円超 115万円以下		183万2,000円以上 190万4,000円未満	11万円	8万円	4万円
	115万円超 120万円以下		190万4,000円以上 197万2,000円未満	6万円	4万円	2万円
	120万円超 123万円以下		197万2,000円以上 201万6,000円未満	3万円	2万円	1万円
	123万円超		201万6,000円以上	対象外	対象外	対象外

- ・納税義務者（扶養する人）の合計所得金額が1,000万円を超える場合は控除を受けることができません。
- ・夫と妻の両方が配偶者控除を受けることはできません。
- ・前年の12月31日（前年中に亡くなった場合は亡くなった日）の現況で判断します。
- ・事業専従者や内縁の妻または夫は対象外です。

今回の改正により、配偶者の合計所得金額が90万円（給与収入のみで155万円）までは従来の38万円（同103万円）以下に抑えた場合と同じ控除額に据え置かれるメリットがありますが、合計所得金額が28万円を超えた場合は配偶者自身に住民税が課税される場合があることに注意してください。

国民健康保険

被保険者証（保険証）は
大切にしましょう



国保イメージキャラクターの川崎宗則さん

■国民健康保険とは

国民健康保険とは、加入者の収入に応じて国民健康保険税を出し合い、病気やけがのときの経済的負担を軽くし、安心して医療を受けられるよう設けられた制度です。加入者の皆さんからの国保税と国などからの補助などで、県と町が共同で国保の運営を行っています。会社などの健康保険に加入している人、後期高齢者医療保険に加入している人、生活保護を受けている人を除き国民健康保険に加入しなければなりません。これを「国民皆保険制度」といいます。

■被保険者証は大切に

国保の加入手続きをすると、被保険者1人ひとりに被保険者証を

交付します。次のことに注意して大切に保管してください。

●記載内容の確認をしましょう

交付されたら記載内容を必ず確認し、間違いがある場合は自分で訂正せず町住民生活課に申し出てください。

●受診の際は必ず準備ください

医師にかかるときは、必ず医療機関の窓口へ提出しましょう。被保険者証を提示しないと、掛かった医療費の10割を負担していただく場合があります。

●必ず手元に保管しましょう

病院に預けつ放しにするのはやめましょう。

●他人と貸し借りするのはやめましょう

他人に貸したり借りたりすることは法律で罰せられます。

●紛失、破損、汚損の場合は再交付の手続きをしましょう

町住民生活課で再交付の申請を受け付けています。本人確認ができるものと印かんを準備の上、手続きをしてください。

●期限切れの被保険者証は返却しましょう

被保険者証の「有効期限」を確認し、期限が過ぎている場合は町住民生活課に返却してください。

町住民生活課 ☎ 096-234-1113(内線 106)

国民年金

■納めた国民年金保険料は全額が社会保険料の対象です

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となり、その年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成30年1月から12月までに納付した保険料の全額で、過去の年度分や追納分も含まれます。また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族の負担すべき保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

■社会保険料控除証明書は大切に保管しましょう

平成30年中に納付した保険料に

社会保険料控除には
控除証明書が必要です



詳しくは町住民生活課にお問い合わせください

ついては社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成30年1月1日から9月30日までの間に保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

平成30年10月1日から12月31日までの間に、今年初めて保険料を納付された方へは、翌年の2月上旬に送付されます。

控除証明書についてのご照会は、控除証明書のがきに表示されている日本年金機構の電話番号にお問い合わせください。

■保険料は期限内に納付を

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないようきちんと納めましょう。

▼お問い合わせ先

熊本東年金事務所
☎ 096-367-2503

町住民生活課 ☎ 096-234-1113(内線 104)